

令和 3 年第 2 回定例市議会追加提出議案

(6 月 2 2 日 提 出)

藤 井 寺 市

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
4 1	(議 案) 藤井寺市手数料条例等の一部改正について	1

議案第 4 1 号

藤井寺市手数料条例等の一部改正について

藤井寺市手数料条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 6 月 2 2 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 3 7 号）等により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）が改正されたことに伴い、個人番号カードの再交付手数料の徴収規定を削除するほか、条例で引用していた箇所に号ずれが生じること等から、所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市手数料条例等の一部を改正する条例

(藤井寺市手数料条例の一部改正)

第1条 藤井寺市手数料条例(昭和35年藤井寺市条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表中1の項を削り、2の項を1の項とし、3の項から12の項までを1項ずつ繰り上げる。

(藤井寺市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 藤井寺市個人情報保護条例(平成11年藤井寺市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第21条の2第2項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

(藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第3条 藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年藤井寺市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。